

金地金をだまし取る詐欺の発生！（11/4）

本年9月、札幌市西区居住の80歳代男性は、携帯電話に**警察官を名のる男**から「あなたの口座がマネロンに使われています。」などと電話があり、その後、**検察官を名のる者**と電話でやり取りをする中で「無実を証明するために全財産を調べなければならない。金融庁と合同で捜査しています。金を購入してもらいます。」などと指示を受け、金地金を購入し、同年9月29日から10月26日まで3回にわたり、**合計3.5キログラム（時価合計7,220万円相当）の金地金**を自宅前に置き、何者かに持ち去られる事件が発生しました。

【被害防止のポイント】

- 警察官や検察官が金銭を要求することはありません。
- 警察官や検察官が預金を引き出すよう指示したり、金を購入させたりすることは絶対にありません。

【金融機関の皆様へ】

- 詐欺被害者は、高額現金を引き出したり、振り込んだりすることが予想されます。
声掛けやモニタリング強化をいただき、積極的な通報をお願いします。

【すべての事業者等の皆様へ】

- この情報は、できる限り多くの道民の皆様に伝達できますよう、傘下企業、ご家族、ご友人、お知り合い、ご近所の方に対して転送するなど、広く情報提供をお願いします。

北海道警察本部 生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係

011-251-0110（内線3028）

「金地金」をだまし取る ニセ警察詐欺に注意！



- 警察官等を名乗る者から**金地金**の購入を指示される
- 購入した**金地金**を自宅玄関などに置くよう指示される



詐欺です！

最寄りの警察又は # 9110に相談してください！

HP 北海道警察



宝石・貴金属等取扱事業者の皆様へ

- 警察官をかたるオレオレ詐欺の被害が多発しています。
- 被害者は、警察官をかたる犯人から、
あなたの口座が犯罪に使われている。
このままではあなたを逮捕することになる。
あなたの口座を調べる。
預貯金を金塊に交換しない。
と指示され、**金塊の購入に来店**することがあります。

接客時、次のことに注意して下さい。

- **購入理由や購入経緯の確認をお願いいたします。**
【例】警察官から『預貯金を金塊に変えて。』と指示されている。
(警察がそのようなことを指示することはありません。)
⇒ このように答えた購入客は詐欺の被害に遭っています。
警察に110番通報をしてください。
- 詐欺の被害が疑われる購入客の例
 - 落ち着きがない。
 - 誰かと頻繁に携帯電話で通話している。
⇒ 購入客の態度に不審を抱いて警察に通報していただき、
被害を防げた事例があります。
被害防止活動へのご協力をお願いいたします。